

答申第556号

平成23年4月18日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年7月6日付けで諮問された特定の旅行に係る出張伺書等不存在的の件（諮問第608号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の旅行に係る出張伺書等は特定の課には存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成22年4月14日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 高校教育課（平成22年度より高校教育指導課。以下「担当課」という。）が平成22年1月13日付けで発出した通知「適切な定期試験問題等の作成について」（以下「本件通知」という。）に係る起案文書の表紙

イ 本件通知の起案に先立ち、その内容に関して教育局内で開かれた会議の議事録（以下「本件議事録」という。）

ウ 本件通知の決裁に際して、決裁者が根拠とした文書（決裁する内容を確認した文書）（以下「本件根拠文書」という。）

エ 県立高等学校（以下「県立高校」という。）における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が起案したすべての文書（以下「本件起案文書」という。）

オ 県立高校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が作成した本件起案文書以外のすべての文書（以下「本件関係文書」という。）

カ 特定の県立高校（以下「本件高校」という。）及び本件高校以外の特定の県立高校（以下「別件高校」という。）における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が行った出張に係る伺書（旅行命令簿を含む。）（以下「本件出張伺書」という。）

キ 本件出張伺書に係る復命書（以下「本件復命書」という。）

- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成22年4月30日付けで、本件行政文書のうち、本件議事録、本件根拠文書、本件関係文書、本件出張伺書及び本件復命書（以下「本件不存在文書」と総称する。）は存在しないとして、一部非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成22年6月28日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件高校の一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が本件高校に来校していることを複数の関係者から直接耳にしており、本件処分には承服できない。
- (2) 不服申立人が平成22年6月25日付けで、教育委員会に対して、平成21年11月26日に担当課の職員が行った本件高校へ出張（以下「本件出張」という。）に係る文書について、行政文書の公開請求（以下「別件請求」という。）を行ったところ、本件出張に係る旅費請求書（以下「本件旅費請求書」という。）が公開されたが、本件出張に係る副簿も存在するはずである。
- (3) 一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が別件高校にも出張しているものと考えられる。
- (4) 担当課の職員が調査用務のため出張したのであれば、その結果を文書により報告するはずである。
- (5) 担当課は、本件処分時までには本件旅費請求書を作成していたのならば、本件処分時に公開すべきである。

また、本件処分時までには本件旅費請求書の作成が間に合わなかったとしても、本件請求後に旅費請求書を作成したことについて、不服申立人に知らせるべきである。

4 実施機関（教育局教育指導部高校教育指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件議事録及び本件根拠文書について

本件通知は、すべての県立高校に対して試験問題作成に係るミス防止を徹底する必要があると判断して発出したものであるが、そのような指導を行うことは特別なことではなく、起案に先立って本件通知の内容を検討するような会議は行われていない。

また、本件通知の内容は、課長、担当者等に共有されていることから、決裁者が根拠とした文書は存在しない。

（2）本件関係文書について

不服申立人に公開した本件起案文書以外に、県立高校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が作成した文書は存在しない。事案によっては、個別の通知を発出する原因となった事実関係が記載された文書を保管している場合もあるが、本件の場合には点検対象問題用紙そのものに点検結果を直接記入し、本件高校及び別件高校に返戻しているため、担当課では保管していない。

（3）本件出張伺書について

本件請求時においては、本件出張に係る旅費の申請（以下「本件旅費申請」という。）を行っていなかったことから、本件出張伺書は存在しない。

なお、その後、平成22年5月上旬に本件旅費申請の手続を行ったところ、不服申立人から別件請求があり、本件旅費請求書の写しを交付している。

また、一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、別件高校に出張した事実はない。

（4）本件復命書について

県立高校に対して行った指導の復命については、状況に応じ、口頭により行う場合と、文書をもって行う場合がある。本件の指導対象事案の性質及び内容は必ずしも軽易とまではいえないが、指導の態様及び方法は複雑なものではなく、本件高校へ出張する前に、課長に出張の理由等を説明していたこともあり、口頭による復命で足りると判断したため、本件復命書

は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件不存在文書の存否について

ア 本件議事録について

(ア) 実施機関は、各県立高校に対し試験問題作成に係るミス防止を指導することは特別なことではなく、本件通知の起案に先立ち、その内容を検討する会議は行われていないと説明している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件通知の起案に先立ち、その内容を検討するための会議は実施していない旨の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

したがって、本件議事録は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

イ 本件根拠文書について

(ア) 実施機関は、本件通知の内容は課長、担当者等に共有されていることから、本件根拠文書は存在しないと説明している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件通知の内容は担当課の職員において共有されていることから、本件通知の決裁に際して根拠とした文書は存在しない旨の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

したがって、本件根拠文書は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

ウ 本件関係文書について

(ア) 実施機関は、不服申立人に公開した本件起案文書以外に、県立学校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、作成した文書は存在しないと説明している。

また、事案によっては、個別の通知を発出する原因となった事実関係が記載された文書を保管している場合もあるが、本件の場合には点検対象問題用紙そのものに点検結果を直接記入し、本件高校及び別件高校に返戻しているため、担当課では保管していないと説明している。

(イ) 当審査会が確認したところ、不服申立人に公開した本件起案文書以外に、県立高校における一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関し作成した文書は存在しない旨の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

したがって、本件関係文書は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

エ 本件出張伺書について

(ア) 実施機関は、本件請求時においては、本件旅費申請を行っていなかったことから、本件出張伺書は存在しないが、平成22年5月上旬に本件旅費申請の手続を行ったところ、不服申立人から別件請求があり、本件旅費請求書の写しを交付したと説明している。

また、一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、別件高校に出張した事実はないと説明している。

一方、不服申立人は、本件旅費請求書以外に、本件出張に係る副簿も存在するはずであると主張している。

また、一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、担当課の職員が別件高校にも出張しているものと考えられると主張している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件処分時においては、本件出張に係る旅費の申請の手続は行われていなかったことが認められる。

また、担当課の職員が旅行を行う場合に通常作成される行政文書は旅費請求書のみであり、副簿は作成されていないことが認められる。

さらに、一部教科の定期試験問題及び模範解答に多くの誤りや不適切な表記があったことに関して、別件高校に出張した事実はない旨の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

したがって、本件処分時においては、本件出張伺書は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

オ 本件復命書について

(ア) 実施機関は、本件の指導対象事案の性質及び内容は必ずしも軽易とまではいえないが、指導の態様及び方法は複雑なものではなく、本件高校へ出張する前に、課長に出張の理由等を説明していたこともあり、口頭による復命で足りると判断したと説明している。

一方、不服申立人は、担当課の職員が調査用務のため出張したのであれば、その結果を文書により報告するはずであると主張している。

(イ) 神奈川県教育委員会関係職員服務規程（以下「本件規程」という。）第26条は「職員は、公務による旅行を完了したときは、上司に随行した場合を除くほか、5日以内に復命書を作成し、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項は、口頭で復命することができる」と規定している。

(ウ) 当審査会が確認したところ、本件復命書の存否に係る実施機関の説明は必ずしも本件規程の趣旨に反するものではなく、また、当該説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

したがって、本件復命書は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

6 付言

本件出張に係る旅費の申請は、本来、本件処分時には既に行われているべきものであると認められる。

このことからすると、実施機関は、本件出張に係る旅費の申請が行われた後、別件請求を待たず、本件処分を変更することなどにより、不服申立人に対し、本件旅費請求書の写しを交付することが、より適切な取扱いであったと考えられる。

実施機関においては、今後とも、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的とした条例の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 7 月 6 日	○ 諮問
7 月 9 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8 月 2 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 3 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8 月 24 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成23年 1 月 25 日 (第104回部会)	○ 審議
2 月 10 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
2 月 21 日 (第105回部会)	○ 審議
3 月 22 日 (第106回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成23年 3 月22日現在) (五十音順)